

第7章 資料

この章では、県立学校における登山の手続きに必要な様式や関連通知を掲載する。
特に、通知については、安全登山の実施のため、趣旨や内容等を十分理解するとともに、遵守していく必要がある。

1 様式	P. 42
(1) 登山の承認申請について（別記様式1号）	
(2) 登山計画の変更承認申請について（別記様式2号）	
(3) 登山計画の中止について（別記様式3号）	
(4) 登山報告書（別記様式4号）	
(5) 登山の実施結果について（別記様式第5号）	
(6) 登山当日安全確認チェックリスト	
2 通知等	P. 56
(1) 県立学校管理規則第9条の運用等について	[平成31(2019)年4月1日 学安第83号]
(2) 水難事故及び登山・キャンプ等の事故防止について	[令和元(2019)年5月15日 学安第168号]
(3) 夏山登山の事故防止について	県教委通知 [令和元(2019)年7月23日 学安第440-1号] スポーツ庁通知 [令和元年7月11日 元ス庁第217号]
(4) 熱中症事故の防止について	県教委通知 [令和元(2019)年5月28日 学安第244号] 文科省総合教育政策局通知 [令和元年5月24日 元文科教第72号]
(5) 熱中症事故の防止について	県教委通知 [令和元(2019)年7月2日 学安第361号] 文科省総合教育政策局通知 [令和元年6月27日 事務連絡]
(6) 落雷事故の防止について	県教委通知 [平成30(2018)年7月25日 学安第430号] 文科省初等中等教育局通知 [平成30年7月20日 30初健食第15号]
(7) 冬山登山の事故防止について	県教委通知 [令和元(2019)年12月5日 学安第778-1号] スポーツ庁通知 [令和元年12月2日 元ス庁第447号]
(8) 登山アドバイザー派遣事業実施要綱	[令和2(2020)年3月31日 一部改正]
(9) 冬季における登山の実施を認める山及び山行ルートについて	県教委通知 [平成30(2018)年12月17日 学安第774号]
3 ガイドライン改訂の経緯	P. 115
4 登山計画審査会委員	P. 115
5 参考文献	P. 115

(別記様式1号)

第 号
年 月 日

栃木県教育委員会教育長 様

栃木県立

学校長

登山の承認申請について

このことについて、下記の計画により実施したいので、承認くださるよう願います。

記

1 行事等名


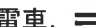
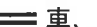

2 目 的

3 場 所

4 期 日

5 日程ルート

日程	月/日	主な行程、山行ルート、予定時刻、利用交通機関、宿泊地(幕営、山小屋の別)
第一日目	/	
第二日目	/	
第三日目	/	
第四日目	/	
第五日目	/	

- 〔付記〕 (1) 日程は2泊3日を標準に、長くとも4泊5日(予備日を含む)を限度とする。
 (2)  電車、 車、 全装行動、 サブ行動で記入。

6 引率者、参加生徒
 別添「参加者一覧」のとおり

7 装備計画 については、エクセルファイル様式にて作成すること。

7 装備計画

(1) 全装行動

① 共同装備

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考
幕 営 用 具	テント(ペグを含む)			炊 事 用 具	コッヘル			そ の 他	ラジオ		
	テントマット				しゃもじ・おたま				天気図用紙		
	ツェルト				たわし				医薬品等		
	ランタン				まな板セット				熱中症計		
					ガスバーナー				修理具一式		
					ガスボンベ				裁縫用具		
					水用ポリタンク				トランシーバー (予備電池を含む) 衛星携帯電話 (予備電池を含む)		
									カメラ		
									ロープ(長:50m程度)		
									ロープ(短:20m程度)		
									スリング(長:120cm程度)		
									スリング(短:60cm程度)		
						カラビナ(環付)					
						カラビナ(環なし)					
						ロール紙・ちり紙					
						ビニール袋					

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。

② 個人装備

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考
着 用 装 備	ジャケット (アウターレイヤー)			携 行 装 備	シュラフ			携 行 装 備	健康保険証		
	登山用パンツ				マット				靴ひも		
	ロングスリーブシャツ (長袖シャツ)				水筒				細引き		
	セーター、フリース等				食器				ちり紙		
	下着				はし				個人医薬品		
	靴下				手ぬぐい・タオル				ホイッスル		
	登山靴				洗面具一式				スリング(長:120cm程度)		
	帽子				スマートフォン (予備電池を含む)				スリング(短:60cm程度)		
	防風・防水・防寒用上着				ライター又はマッチ				カラビナ(環付)		
	レインウェア				ナイフ				カラビナ(環なし)		
	メインザック				時計				トレッキングポール		
	サブザック				地図				レスキューシート		
	グローブ(軍手)				コンパス						
	冬用手袋				筆記具						
	ヘッドランプ (予備電池・予備電池を含む)				計画書						
	登山スパッツ (登山ゲイター)				安全登山ハンドブック						
	サングラス										

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。

7 装備計画(その2)

(1) サブ行動・日帰り

① 共同装備

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考
幕 営 用 具	ツェルト			炊 事 用 具	コッヘル			そ の 他	ラジオ		
					しゃもじ・おたま				天気図用紙		
					たわし				医薬品等		
					まな板セット				熱中症計		
					ガスバーナー				修理具一式		
					ガスボンベ				裁縫用具		
					水用ポリタンク				トランシーバー (予備電池を含む) 衛星携帯電話 (予備電池を含む)		
									カメラ		
									ロープ(長:50m程度)		
									ロープ(短:20m程度)		
						スリング(長:120cm程度)					
						スリング(短:60cm程度)					
						カラビナ(環付)					
						カラビナ(環なし)					
						ロール紙・ちり紙					
						ビニール袋					

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。

② 個人装備

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考
着 用 装 備	ジャケット (アウターレイヤー)			携 行 装 備	水筒			携 行 装 備	健康保険証		
	登山用パンツ				食器				靴ひも		
	ロングスリーブシャツ (長袖シャツ)				はし				細引き		
	セーター、フリース等				手ぬぐい・タオル				ちり紙		
	下着				スマートフォン (予備電池を含む)				個人医薬品		
	靴下				ライター又はマッチ				ホイッスル		
	登山靴				ナイフ				スリング(長:120cm程度)		
	運動靴				時計				スリング(短:60cm程度)		
	帽子				地図				カラビナ(環付)		
	防風・防水・防寒用上着				コンパス				カラビナ(環なし)		
	レインウェア				筆記具				トレッキングポール		
	サブザック				計画書				レスキューシート		
	グローブ(軍手)				安全登山ハンドブック						
	冬用手袋										
	ヘッドランプ (予備電池・予備電球を含む)										
登山スパッツ (登山ゲイター)											
サングラス											

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。

7 装備計画(その3)

(1) 学校行事における日帰り集団登山

① 共同装備

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	
幕 営 用 具				炊 事 用 具				そ の 他	ラジオ			
										医薬品等		
										熱中症計		
										修理具一式		
										裁縫用具		
										トランシーバー (予備電池を含む)		
										衛星携帯電話 (予備電池を含む)		
										カメラ		
										ロープ(長:50m程度)		
										ロープ(短:20m程度)		
										スリング(長:120cm程度)		
										スリング(短:80cm程度)		
										カラビナ(環付)		
							カラビナ(環なし)					
							ロール紙・ちり紙					
							ビニール袋					

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。

② 個人装備

項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	項目	品名	数量	備考	
着 用 装 備	ロングスリーブシャツ (長袖シャツ)			携 行 装 備	水筒			携 行 装 備	健康保険証			
	セーター、フリース等 体操着またはジャージ 上下				食器					ちり紙		
	下着				はし					個人医薬品		
	靴下				手ぬぐい・タオル					ホイッスル		引率者のみ
	登山靴				スマートフォン (予備電池を含む)				引率者のみ	レスキューシート		
	運動靴				時計				引率者のみ			
	帽子				地図、マップ				引率者は地形 図を用意			
	防風・防水・防寒用上着				コンパス				引率者のみ			
	レインウェア				筆記具							
	サブザック				計画書							
	グローブ(軍手)				安全登山ハンドブック				引率者のみ			
	冬用手袋											
	ヘッドランプ (予備電池・予備電球を含む)											
			引率者のみ									

※その他、山行の目的や形態、内容等に応じ必要な装備を記入すること。

8 食糧計画

項目 月/日	朝 食		昼食・行動食		夕 食	
	品 名	数 量	品 名	数 量	品 名	数 量
/						
/						
/						
/						
予備日						
非常食 1人当 たり	品 名		数 量			

9 事前トレーニングの計画・内容

10 事故防止及び救急対策

(1) 荒天対策

(2) 事故防止対策

(3) 救急対策

11 緊急時の連絡体制

別添「緊急時対応フローチャート」のとおり

12 緊急時の連絡先

別添「参加者一覧」のとおり

※緊急時連絡先を必ず記載すること

13 概念図（または、ルート図）

別添概念図（または、ルート図）のとおり

14 保護者への事前説明及び承諾

(注) 実施計画（別記様式1）は電子データを学校安全課宛て提出のこと。

参加者一覧

学校名

【学校または管理者 ※緊急時の連絡先を記載すること】

昼	
夜	

【引率者】

No.	氏名	引率 責任者	職名	登山指導 経験年数	指導員 資格	講習履歴	計画ルート 登山歴	過去における登山歴(登山回数)	住所	<<緊急時連絡先>> 携帯電話番号等
1										
2										
3										

【登山アドバイザー】

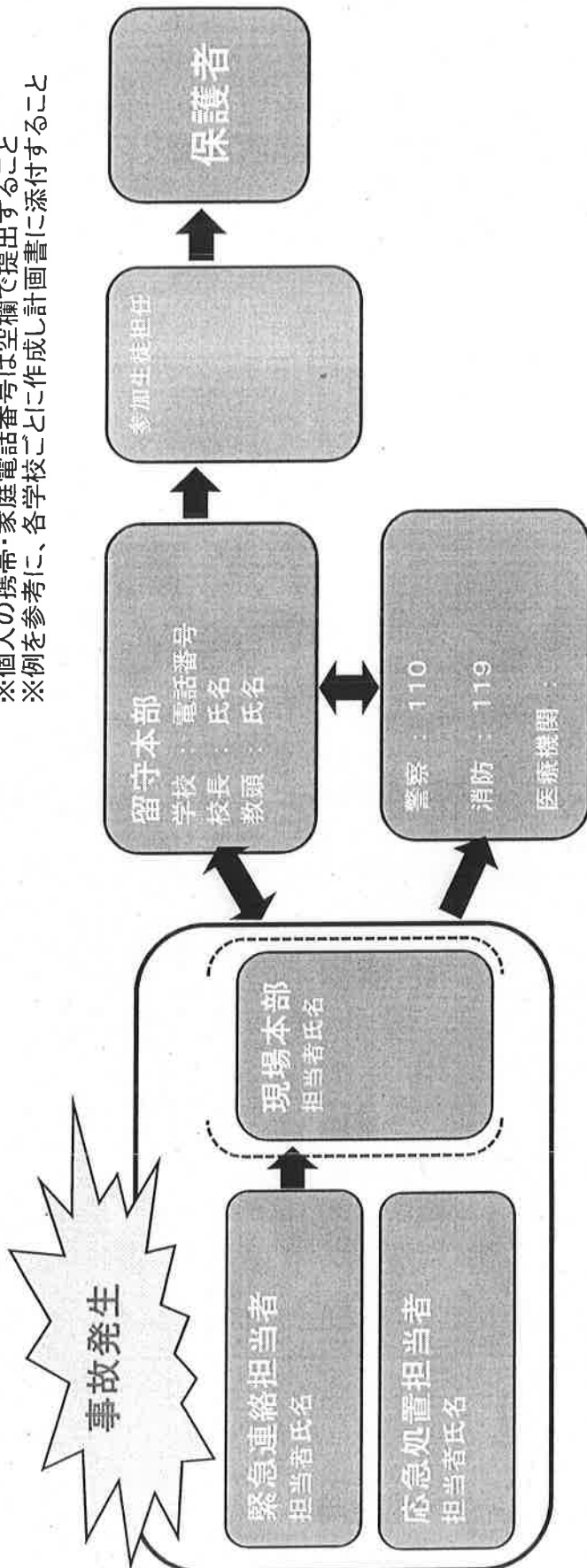
No.	氏名	所属	資格等	主な山歴(年月、山名等)	住所	<<緊急時連絡先>> 携帯電話番号等
1						
2						

【参加生徒】

No.	氏名	年組	健康状況	血液型	過去における主な山行	住所	<<緊急時連絡先>> 携帯電話番号等
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

緊急時の対応フローチャート

※個人の携帯・家庭電話番号は空欄で提出すること
 ※例を参考に、各学校ごとに作成し計画書に添付すること



管理小屋・地元タクシー会社等

- 名称・会社名 電話番号

登山計画書提出先

- 提出先・提出方法

地元病院

- 病院名 電話番号
-
-

(別記様式2号)

第 号
年 月 日

栃木県教育委員会教育長 様

栃木県立 学校長

〇〇〇〇登山計画の変更承認申請について

年 月 日付け学安第 号で承認いただきました〇〇〇〇登山計画について、下記のとおり計画内容を一部変更したいので、承認くださるよう願います。

記

1 変更内容

2 変更理由

※ 変更後の計画内容が分かるように、計画書を添付すること。

(別記様式 3 号)

第 号
年 月 日

栃木県教育委員会教育長 様

栃木県立 学校長

〇〇〇〇登山計画の中止について

年 月 日付け学安第 号で承認いただきました〇〇〇〇登山計画について、下記の理由により中止しましたので報告します。

記

1 中止理由

(別記様式 4 号)

登山報告書

第 号
年 月 日

栃木県教育委員会教育長 様

栃木県立 学校長

年 月 日付け学安第 号で承認いただきました〇〇〇〇登山計画について、下記のとおり実施しましたので報告します。

記

- 1 行 事 名 :
- 2 場 所 :
- 3 期 日 :
- 4 参加者数 :
- 5 報 告
(1) 行程、コースタイム、特に配慮した点等の特記事項
(2) ヒヤリハット事例

登山の実施結果について (〇月〇日～〇月〇日実施分)

番号	学校名	行事名	実施場所	主なルート	実施日 (始期)	日数	参加 生徒数	引率者	登山アドバイザー 一帯同		審査	天候(上段) 積雪量(下段)	実施結果	備考
									人数	資格 要件				

☐ 括弧人数：引率要件を満たす引率者の人数 天候欄数字：2日以上の日程の場合に、1日目＝「1」と記載

■ 中止となった登山計画

番号	学校名	行事名	実施場所	主なルート	実施日 (始期)	日数	参加 生徒数	引率者	登山アドバイザー 一帯同		審査	備考
									人数	資格 要件		
												【中止の理由】

※記載内容は全て承認時の内容 ☐ 括弧人数：引率要件を満たす引率者の人数

登山当日 安全確認チェックリスト

期 日:

記載者名:

	チェック	確認項目	確認した内容の記入欄	引率者が特に注意すること
天候		天候の確認をしたか(目視)		雲の様子を観察したりAMラジオやスマートフォン等で状況を確認をすること。
		気象に関する注意報や警報が出ているか確認したか(気象庁HPなど)		
生徒		生徒の健康状態を把握したか		睡眠不足等は熱中症の原因になり得るので注意すること。
		生徒に出発時刻を告げたか		予定時刻からの遅れは、1日の行動予定に影響し雷等にあう危険が増すので、しっかりとスケジュール管理をすること。
		生徒が朝食を食べたか(食欲)確認したか		熱中症の原因になり得るので、よく観察すること。
		生徒に地形図上で危険箇所、次の休憩場所の確認は行ったか		休憩ごとに人員の確認をすること。危険箇所の通過に際しては必ず注意を促すこと。
装備		計画書にのっとり、装備のチェックを行ったか、飲料水は十分な量を準備したか		水分の不足は熱中症の原因。概ね一人2L。雨具、防寒具は晴天時も必ず携行すること。
		通信用器具(トランシーバー、無線、携帯電話)の作動確認したか		通信用機器はしっかり防水すること。
危険回避		地形図上でエスケープルートや避難小屋・山荘の位置確認をしたか		地図の防水も確認する。ザックに入れている生徒は出させること。
		天候急変時の行動をどのようにするかメンバー間で確認したか		落雷の危険がある場合は山小屋または窪地等に避難して、雷雲の通過を待つなど対応を確認すること。
		メンバー間での連絡体制は確認したか		人数が多い場合は班を決め、班ごとの点呼を徹底すること。
報告		学校(校長・教頭)へは、本日の行動予定、現在の生徒の健康状態を報告したか	(時 分報告)	予備日の使用等については、事前に保護者、参加者、管理職と確認し承認を得ること。

各県立学校長 様

教 育 長

県立学校管理規則第 9 条の運用等について（通知）

県立学校管理規則（以下「規則」という。）の一部改正については、平成 31(2019)年 3 月 26 日付け教職第 561 号で通知したところですが、規則第 9 条の運用について下記のとおりとしますので、学校行事（部活動を含む。）の実施に当たっては、行事の目的の達成はもとより、事故等なく安全に実施するため、手続き等遺漏なきよう願います。

また、学校が行事の実施主体として行うもの以外の行事等への参加に関する手続きについてもあわせて定めましたので、事故防止等に万全を期し、参加するよう願います。

なお、平成 30(2018)年 12 月 17 日付け学安第 773 号「県立学校管理規則第 9 条に規定する修学旅行、登山等実施上の基準等の改正について（通知）」は廃止します。

記

1 行事の実施上の基準

規則第 1 項にいう基準を次のとおりとする。

(1) 実施計画書の作成

行事の実施に当たっては実施計画書（様式等は各学校の任意による。行事によっては実施要綱等でも対応可。以下「計画書」という。）を作成すること。

(2) 責任者等の役割の明確化

行事の実施に当たっての総括的な責任者（最終的な責任者である校長とは異なる、行事を実質的に指揮等する者を指す。）を決めるとともに、関係教職員の役割を明確にし、計画書に記載すること。

(3) 事故防止策

児童生徒が安全に行事に参加し、行事の目的を達成するため、主に次の事項等に関し事故防止策を具体的に明記すること。また、行事の内容に応じてその他必要な策を講じること。

- ① 行事を行う会場や設備、道具等の事前の点検（誰が、いつ、どのように行うのか）
- ② 熱中症対策（夏季を中心とした時期に実施する場合。水分補給の計画等）
- ③ 雷や雨天等荒天時の中止、順延、中断・再開等の判断基準（屋外で実施する場合）
- ④ 参加児童生徒の健康状態の確認方法（誰が、いつ、どのように行うのか）

(4) 緊急時における関係者等との連携・連絡体制

等

生徒や行事関係者に事故や怪我等（以下「事故等」という。）が起きるなどの非常事態が生じた際には、関係機関や保護者等（教育委員会、警察、消防、医療機関、保護者等）に連絡し、状況等について情報を共有するとともに緊密に連携を図ること。また、そのため、連絡先を予め確認の上、計画書に記載するか、または、連絡先等が記されているものを計画書と一体のものとして準備しておくこと（連絡網等しておくことが望ましい）。

なお、行事の実施に伴い事故等が起きた際には、警察や消防（救急搬送）に通報したもの、又は、通報見込みのもの、若しくは、重大な事故の場合は、速やかに学校安全課に報告すること。

(5) 事後の振り返り

行事の実施後は、行事の成果の確認のほか、ヒヤリハット事例等の確認を行うとともに、次回やその他の行事に生かせるよう学校内で共有すること。

2 承認を要する行事

規則第2項において規定する学校行事については、上記1に加え、次により実施するものとする。

ただし、登山については、「登山計画作成のためのガイドライン」（平成30(2018)年12月17日付け学安第777号教育長通知）に基づき実施するものとする。

(1) 実施上の基準

別紙のとおりとする。

(2) 承認申請書の学校安全課への提出期限（いずれも土日祝日を除く。）

- | | |
|-----------------------------|------------|
| ① 海外で行われる学校行事（修学旅行や部活動を含む。） | 行事实施日の30日前 |
| ② 修学旅行（国内） | 行事实施日の14日前 |
| ③ 水辺におけるスポーツ活動（部活動を含む。） | 行事实施日の14日前 |

(3) 提出様式

- | | |
|-----------------------------|---------|
| ① 海外で行われる学校行事（修学旅行や部活動を含む。） | 別記様式3-1 |
| ② 修学旅行（国内） | 別記様式3-2 |
| ③ 水辺におけるスポーツ活動（部活動を含む。） | 別記様式3-3 |

(4) 経過措置

平成31(2019)年4月末日までに学校安全課に申請を行うものについては、上記にかかわらず、平成30(2018)年12月17日付け学安第773号「県立学校管理規則第9条に規定する修学旅行、登山等実施上の基準等の改正について（通知）」において定めていた提出期限及び提出様式により申請することができるものとする。

3 届出を要する行事

規則第3項において教育委員会が指示することとしている届出の対象となる行事については、当面のところ、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 対象行事

- ① 長距離走大会、強歩大会等
- ② スキー教室、キャンプ、その他の自然環境下での活動
- ③ 宿泊をともなう学校行事（部活動を含む。ただし、自校敷地内で実施するものを除く。）

(2) 届出の学校安全課への提出期限（土日祝日を除く。）

行事実施日の7日前

(3) 提出様式

別記様式4

(4) 経過措置

上記2と同様に扱う。

4 他団体が主催する行事、大会等への参加

高等学校体育連盟や高等学校文化連盟等の他団体が主催する行事や大会等に参加する場合、次に掲げるものについては、県教育委員会に届け出るものとする。

(1) 対象

高等学校体育連盟や高等学校文化連盟等の他団体が主催する行事や大会等に参加に当たり、宿泊を要するもの。

ただし、参加する行事、大会等が登山及び水辺におけるスポーツ活動（部活動を含む。）の場合は、宿泊の有無にかかわらず対象とする。

(2) 手続き等

届出の学校安全課への提出期限及び提出様式、経過措置については上記3に準じる。

以上

〔 学校安全課学校安全担当
TEL 028-623-2964 FAX 028-623-2956 〕

海外で行われる行事、修学旅行等の実施上の基準について

1 海外で行われる行事

(1) 海外修学旅行について

① 計画と実施

修学旅行の計画と実施に当たっては、学習指導要領において、旅行・集団宿泊的行事の中に位置づけられていることに留意し、その「指導計画の作成と内容の取扱い」等を踏まえ、各学校の個性を十分に生かし、教育的効果を高めるものとする。

② 実施時期

学校における教育活動全般との関連、旅行地の気候、環境、風土及び交通事情等を十分に考慮のうえ、最も適切な時期を選定すること。

③ 旅行地等の選定

旅行地や見学場所、宿泊場所等の選定に当たっては、外務省、関係在外公館、県教育委員会、旅行斡旋業者と連携を十分に取り、現地の情報を収集するとともに目的にふさわしいものとなるよう配慮すること。

④ 実施学年、日数及び回数

ア 実施学年

高等学校全日制課程（特別支援学校高等部を含む。）

第2学年又は第3学年（ただし、第2学年においては、9月以降とすること。）

高等学校定時制・通信制課程

第3年次以降とすること。

イ 日数

4泊5日以内

ウ 回数

在学中1回

⑤ 経費

保護者の経済的負担について特に配慮し、適正な額とすること。

なお、修学旅行の経費の上限については教育委員会が別に指示する。

⑥ 引率

ア 引率教員は、参加児童生徒20名に対し1名以上の割合とすること。

また、特別支援学校については、児童生徒の障害の状況等に応じた適正な数とすること。

なお、やむを得ない場合を除き、校長又は教頭が参加するものとする。

イ 養護教諭又はこれに代わる者が必ず同行すること。

⑦ 参加人員等

全員の参加を原則とする。

なお、不参加児童生徒のある場合には、その指導について遺漏のないよう配慮すること。

⑧ 事故防止及び保健対策

ア 事前の調査及び準備を十分に行い、また、実施中の監督指導に遺漏のないよう

配慮すること。

イ 緊急時に備え、警察や病院等の関係機関の連絡先や所在地等を事前に確認するとともに、外務省が渡航先の安全情報等を提供する「たびレジ」への登録及び参加者名簿や事故等発生時の緊急連絡体制表を事前に作成し、事故発生時のマニュアルを整備しておくこと。

ウ 海外旅行傷害保険に必ず加入すること。

エ 児童生徒の健康管理を徹底し、保健衛生面については特段の配慮をすること。

⑨ その他

ア 実施に際しては、関連する通知・通達を十分に参照すること。

イ 学校の事情等により、この基準によりがたい場合には、事前に学校安全課と協議すること。

- (2) (1)以外の行事で海外において実施する学校行事（部活動等を含む。）について
(1)の基準に準じて実施すること。ただし、実施学年、日数及び回数、引率、参加人員等については、この限りではない。

なお、引率教員は、参加児童生徒 20 名に対し 1 名以上の割合とすること。

また、宿泊を要する場合は、複数の教員で引率すること。複数の引率者をつけることが困難な場合は、事故防止や緊急時の対応について連携・協力できる同宿学校がある場合に限り、引率者が 1 名でも可とする。

2 国内修学旅行について

1 (1)の基準に準じて実施すること。ただし、「④実施学年、日数及び回数」及び「⑧事故防止及び保健対策」については、次のとおりとする。

④ 実施学年、日数及び回数

ア 実施学年

中学校（特別支援学校中学部を含む。）

第 2 学年又は第 3 学年（ただし、第 2 学年においては、9 月以降とすること。）

高等学校全日制課程（特別支援学校高等部を含む。）

第 2 学年又は第 3 学年（ただし、第 2 学年においては、9 月以降とすること。）

高等学校定時制・通信制課程

第 3 年次以降とすること。

特別支援学校小学部

第 5 学年又は第 6 学年（ただし、第 5 学年においては、9 月以降とすること。）

イ 日数

4 泊 5 日以内（ただし、特別支援学校小学部 1 泊 2 日以内、特別支援学校中学部 2 泊 3 日以内とすること。）

ウ 回数

在学中 1 回

⑧ 事故防止及び保健対策

ア 事前の調査及び準備を十分に行い、また、実施中の監督指導に遺漏のないよう

配慮すること。

イ 児童生徒の健康管理を徹底し、保健衛生面については特段の配慮をすること。

また、衛生監督については当該旅館及び弁当調整所の所在する都道府県衛生部長あてに、指定都市にあつては指定都市衛生主管局長あてに、また、事故防止等については見学地及び宿泊地の都道府県警察本部長あてに、それぞれ別記様式1、2により、協力を依頼するものとする。なお、これらの協力依頼は、少なくとも実施の1か月前までに確実に到着するようにすることとし、必要に応じて、他の関係機関にも協力を依頼すること。

ウ 国内旅行傷害保険に必ず加入すること。

3 水辺におけるスポーツ活動について

(1) 計画と実施

水辺におけるスポーツ活動の計画と実施に当たっては、教育活動としての目的を明確にし、学習、生活指導及び健康教育等の本質的性格を失わないように努めること。

(2) 実施場所の選定

実施場所の選定に当たっては、事前に十分な調査を行い、実施の目的にふさわしいものとなるよう配慮すること。

(3) 日数

原則として2泊3日を標準とし、長くとも4泊5日以内において実施すること。ただし、特別の事情によりそれを超える期間を要する場合は、その事情を申請書に付記すること。

(4) 引率

引率教員は、参加児童生徒15名に対し1名以上の割合で教員を同行させ、その指導監督に当たること。

また、宿泊を要する場合は、複数の教員で引率すること。複数の引率者をつけることが困難な場合は、事故防止や緊急時の対応について連携・協力できる同宿学校がある場合に限り、引率者が1名でも可とする。

(5) 事故防止及び保健対策

事前の調査及び準備を十分に行い、監督指導を厳にして事故防止及び健康管理について万全を期すること。

(参考) 行事別提出期限、様式の新旧対照表

H31(2019).4.1 学校安全課

区分	行事	提出期限		様式	
		新	旧	新	旧
承認行事	① 海外での行事 修学旅行以外の行事	行事実施日の <u>30日</u> 前	行事実施日の <u>3週間</u> 前	様式 <u>3-1</u>	様式 <u>3-1</u> 様式 <u>5</u> (部活動の場合)
		行事実施日の <u>30日</u> 前	行事実施日の <u>3か月</u> 前	様式 <u>3-1</u>	様式 <u>3-2</u>
	② 修学旅行 (国内)	行事実施日の <u>14日</u> 前	行事実施日の <u>2週間</u> 前	様式 <u>3-2</u>	様式 <u>3-1</u>
届出行事	③ 水辺におけるスポーツ活動 ① 長距離走大会、強歩大会等 ② スキー教室、キャンプ、 その他自然環境下での活動 ③ 宿泊を伴う学校行事	行事実施日の <u>14日</u> 前	行事実施日の <u>2週間</u> 前	様式 <u>3-3</u>	様式 <u>3-1</u>
		行事実施日の <u>7日</u> 前	行事実施日の <u>2週間</u> 前	様式 <u>4</u>	様式 <u>3-1</u> 様式 <u>5</u> (部活動の場合)

※行事による承認と届出の区分の取扱いには変更なし。

※提出期限の新区分では、日数を除いて数えるものとする。

※新様式と旧様式で番号が同一 (例: 新様式の3-1と旧様式の3-1) であっても、様式自体は異なる (記載事項等は異なる) ことに注意。

学安第168号
令和元（2019）年5月15日

各県立学校長 様

学校安全課長

水難事故及び登山・キャンプ等の事故防止について（通知）

このことについて、水泳、登山、キャンプ等に関わる事故防止に万全を期すため、別紙「水難事故及び登山・キャンプ等の事故防止留意事項」及び別添の平成31年4月23日付け31ス庁第82号「水泳等の事故防止について（通知）」の内容について、貴職下の児童生徒、教職員はもとより、保護者等に対しても徹底されるようお願いいたします。

なお、プールの排（環）水口等の学校体育施設の安全管理につきましても、引き続き徹底を図られますようお願いいたします。

学校安全課学校安全担当 担当：山崎 TEL 028 (623) 2964 FAX 028 (623) 2956
--

(別 紙)

水難事故及び登山・キャンプ等の事故防止留意事項

Ⅰ 水難事故防止について

児童生徒の水難事故の根絶のため、学校をはじめ、家庭、地域社会それぞれが事故防止についての意識を高め、次の留意事項を参考に、実態に即した具体的な事故防止策を講じるとともに、相互に連携を密にし、協力体制を確立することが重要となる。

<児童生徒>

- 1 水泳や川遊びで河川等にでかけるときは、必ず責任ある大人と同伴で行くようにし、単独または友人同士等では、絶対に行かない。
また、行先場所、帰宅時間を家人に連絡していく。
- 2 遊泳禁止区域、危険箇所等には絶対立ち入らない。
- 3 河岸の傾斜の急な土手や岩場では、転・滑落する恐れがあるので、絶対に近寄らない。
- 4 湖沼、池、砂利採取跡の水たまり、溜池等、危険の予想される箇所には近づかない。
- 5 体調の悪いときや満腹時、空腹時、激しい運動の直後などの水泳や水遊びは避ける。
- 6 入水前には必ず準備運動を行い、徐々に入水する。
- 7 水泳場では決められた規則を守り、特に、水中での悪ふざけや溺れるまねなどは絶対しない。
- 8 炎天下での長時間の魚釣りや川遊び等はしない。

<家 庭>

- 1 子どもに対する学校側の指導内容を熟知し、絶えず子どもの行動・行先等に関心をはらい、保護者の立場で、その都度適切な注意や監督を怠らないようにする。
- 2 自宅付近の事故発生が予想される危険箇所をよく把握し、そこには子どもを絶対に近づけないよう、厳重に注意しておく。
- 3 危険箇所等については、関係機関等の協力を得て、適切な改善策を講じるよう配慮する。
- 4 子どもの健康管理に十分注意をはらい、水泳の可否を適切に判断するとともに、学校との連絡を密にする。

5 水泳は極力プールを利用するよう指導する。

<学 校>

1 児童生徒に対し、危険な状況を適切に判断し、回避するため主体的に行動する態度を身につけさせるよう、十分指導しておく。

○ 水泳の実施できる時期は短いので、計画的に水泳指導を行うなど、積極的に児童生徒の泳力向上に努める。

○ 河川や池、溜池などの危険箇所（流速、水深、汚濁の程度、遊泳禁止の標識等）については、日頃から注意を徹底しておく。

特に、魚とりなど水辺の活動中の転落や、深みに流される事故が多いことを十分注意しておく。

○ 日頃から大雨・洪水警報等の気象情報の把握に努め、天気急変が予想される場合には屋外での活動を控えさせる。また、土砂災害等の発生が予想される危険箇所を把握し、児童生徒を近づけないよう注意をしておく。

○ プール未設置の学校においても必ず指導しておく。

2 P T Aの会合や広報活動等、機会あるごとに事故防止について保護者の意識を高め、理解と協力を得るよう配慮する。

特に、児童生徒に対する学校としての指導事項については、保護者にも周知徹底し、協力が得られるよう配慮する。

3 同行者が万一事故を起こした場合の迅速かつ適切な行動の仕方について、児童生徒に十分指導しておく。

4 児童生徒の行動範囲内にある危険箇所等について、関係機関等と連絡をとりながら、現地を視察するなどの確に把握し、標識や防護柵の整備等、事故防止の具体策が講じられるよう配慮する。

5 水泳の指導に当たっては、特に次のような事項に留意する。

○ 水泳指導に先立ち、臨時の健康診断を実施するなど、水泳参加には健康上問題がある者の事前把握に努め、不適者は入水させないようにする。また、入水に当たっては、その都度、健康状態のチェックを励行する。（心臓・腎臓・アレルギーの疾患、感染症等には、特に注意する。）

○ 能力に応じた段階的指導を基本とし、特に、泳力の低い者を対象とする場合には、監視体制を強化するとともに、緊急の事態に即応できるよう、救命具を備えるなどの適切な配慮をする。

○ スタートの指導は、個人の能力に応じた段階的な取扱いを重視し、教師等の指示に従って実施する。また、水深や水底の安全を確かめ入水角度に注意する

など、安全に十分配慮した慎重な指導を行うこと。

- 入水前後の人員点呼並びに練習中の人員掌握を確実に励行する。
 - 指導者は、安全確保のための的確な状況判断と処理能力が要求されるので、関係の講習会、研修会等に積極的に参加し、常に自己の指導力の向上に努めるとともに、正しい救助法、心肺蘇生法を訓練しておく。
- 6 プール管理に当たっては、特に次の事項に留意する。
- 学校プールの事故の中には、プールの排水口、循環浄化装置の排水口に足を吸い込まれて死亡する等の事故が発生している。このような事故を防止するため排水口等には、堅固な格子鉄蓋や金網を設けて、ネジ・ボルト等で固定する（蓋の重みだけによる固定は不可）とともに吸い込み防止金具等を設置し、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とする。
 - シーズン前のプール清掃の際には、排水口等の蓋がネジ・ボルト等で固定されていることや吸い込み防止金具等が設置されていることを確認する。
 - 各学校の実情に即した管理規則の作成や見直しを行い、校内に周知徹底を図って、事故防止に万全を期すこと。特に、シーズン前には、緊急時の対処の仕方、連絡網等について一見してわかるよう図式化しておくなどの安全対策に配慮する。
 - プールの換水に当たっては、排水に伴う苦情や公害問題が生じないように配慮する。
 - 夏季休業中の水泳指導に当たっては、プールの管理・指導と日直等の校務との兼務は避けるよう計画する。
- 7 水辺におけるスポーツ活動を実施する場合は、特に次の事項に留意する。
- 地元の関係機関等との連絡を密にし、潮流、地形、海底の状況等について、事前に現地調査をするなど、周到な計画のもとに実施する。
 - 引率者や指導者の責任分担を明確にした指導・管理の組織を確立し、指導・監督、保健、救護等が徹底するようにする。
 - 班の編成に当たっては、指導・監督が全員に行き届く程度の人数とし、また、能力差の少ないことを前提に編成する。
 - 集団行動の仕方（集合、整とん、人員点呼の方法等）や非常時の合図等について、予行練習も含めて迅速、確実にできるようにしておく。特に、人員点呼については、履物や用具の利用、パディシステム（二人一組の組をつくらせ、互いに相手の安全を確かめさせる方法）の徹底など、迅速かつ確実な方法を工夫する。

○ 監視は、水中及び陸上の両面から行うよう配慮し、監視区域を分担し合って、死角をつくらぬようにする。

また、児童生徒には、帽子の色、線などで班を区別したりコース分けしたりするなど、人員の行動を把握しやすいよう工夫する。

○ 海中にあっては、沖から陸へ向かって、あるいは海岸と平行に泳ぐことを原則とし、沖へ向かっては泳がせない。

また、帰りは行きは2倍の時間がかかることを児童生徒に周知させる。

<地域社会>

1 河川、用水堀、湖、沼、池、防火用水、溜池、砂利採取跡等の事故の発生が予想される箇所について、地元警察署、自治会、関係機関・団体等との連携のもとに総点検を行い、危険箇所については、防護柵、囲い、蓋や規制標識の整備等の安全対策を講じる。

2 河川等の指定水泳場には、必ず監視員を配置し、また、万一の事故に備えた救急対策、連絡システムを確立しておく。

3 夏季休業中は、特に巡回指導の強化を図るなど、事故防止に万全を期する。

II 登山、キャンプ、その他の自然環境下での活動（以下「自然環境下での活動」という。）の事故防止について

本県は、岩登りに恰好の岩場や比較的気軽に入山できる山が多く、登山を直接の目的としないものも含めて、県内外から多くの入山者があり、これらによる事故の多発が懸念される。

また、自然環境下での活動は、不慮の事故に遭遇する危険もあるので、次の留意事項を参考にし、事故防止に万全を期する。

1 経験豊富な指導者の指導のもとに、綿密周到な計画を立てて実施し、単独での山行や安易な思いつきによる無謀な活動は、厳につつしむ。

○ 目的地のコースや気象状況等を事前に調査し、参加者の体力や経験に応じた無理のない計画のもとに余裕のある日程で行動する。

○ 参加者の氏名、住所、行動予定、連絡方法等について保護者をはじめ、関係機関・団体等に周知徹底を図っておく。

○ 実施前には必ず準備会をもち、参加者の役割分担、装備計画、食料計画等について、安全確保の立場から万全の備えをする。

○ 動物、植物、鉱物採取など、山のモラルに反する行動をつつしむ。また、空

き缶や廃残物等のゴミは全て持ち帰り、自然愛護の精神に徹して行動する。

- 日帰りの計画であっても、同行者、行先、帰着予定時間等を家人に連絡していく。
- 2 登山（内容の一部に登山活動を組み入れたキャンプ等を含む。）を実施する場合には、「登山計画作成のためのガイドライン（平成30（2018）年12月17日付け学安第777号教育長通知）」を遵守すること。

学安第 440-1 号
令和元（2019）年 7 月 23 日

各県立学校長 様

教育長

夏山登山の事故防止について（通知）

このことについて、別添のとおり令和元年 7 月 11 日付け元ス庁第 217 号にてスポーツ庁次長から通知がありました。

登山の事故防止に向けては、平成 29（2017）年 3 月の那須雪崩事故以降、貴校においても安全対策等について一層配慮いただいているところですが、夏山登山の実施に当たっても、県教育委員会が承認した登山計画の内容を遵守するとともに、落雷等この時期に特有の天候変化にも細心の注意を払いながら実施することとし、事故防止に万全を期すようお願いします。

加えて、近年、スポーツや学校行事の種別を問わず、猛暑による熱中症の発症事例が多く見られることから、熱中症事故防止についても別途通知を発出しているところですが、夏山登山の実施に際しても生徒の健康管理には十分留意するとともに、山行前の健康状態の確認を必ず行い、体調不良の生徒は参加させない等、万全の措置を講じるよう併せてお願いします。

学校安全課学校安全担当

TEL 028-623-2966

FAX 028-623-2956

担当 廣川

元ス庁第217号
令和元年7月11日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長 殿
構造改革特別区域法第12条1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
公益社団法人日本山岳・
スポーツクライミング協会会長
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長

スポーツ庁次長
瀧本



(印影印刷)

夏山登山の事故防止について（通知）

登山事故の防止については、例年関係方面の御協力をいただいているところですが、本格的な夏山シーズンにおいても、依然として遭難事故が多く発生しております。

登山における遭難事故は天候に関する不適切な判断、不十分な装備、体力的に無理な計画の立案などに起因することが多いことから、リスク管理の観点から事故防止を図るための万全の措置を行うことが必要です。

また、火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があります。登る山が火山の場合には、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報を入手し、十分に注意する必要があります。

については、別紙参考資料「夏山登山の警告文」等を参考として、関係機関・団体及び関係者に周知するとともに、密接な協力の下、この趣旨を登山者に周知徹底され、事故防止に万全を期されるよう御配慮願います。

このことについて、都道府県知事におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。以下「高等学校等」という。）に対して、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校等並びに域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、域内の学校設置会社及び当該会社が設置した高等学校等に対して周知願います。

また、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会及び公益財団法人全国高等学校体育連盟におかれては、各都道府県加盟団体等に周知するとともに

に、当該団体等において事故防止に係る積極的な取組が行われるよう御協力願います。

【担当】

(登山一般に関して)

スポーツ庁健康スポーツ課

電話 03-5253-4111 (内線 3939)

(部活動に関して)

スポーツ庁政策課学校体育室

電話 03-5253-4111 (内線 3777)



夏山登山の警告文

夏山を楽しむために道迷い、転倒、体調管理に要注意

令和元年7月 山岳遭難対策中央協議会

登山計画書の作成と提出は山頂への第一歩目です

例年、登山者が増加する夏山シーズンには遭難事故も増加します。

とりわけ、遭難者に占める中高年登山者の割合は7～8割と高く、道迷い、転・滑落、転倒などの事故が多発しています。

道迷い遭難の背景には、登山コースの事前学習不足や地図とコンパスの不携帯、地図読みスキルの不足等の原因があります。

転倒事故では、「つまづき」や「スリップ」といった些細なミスが原因となって、骨折等の重傷を負うケースが目立っています。山の中で大きな怪我をしてしまうと自力での下山は難しくなります。最後まで笑顔で登山を続けるために、一步一步慎重に歩きましょう。

また、夏山の天気は午後から崩れやすい傾向にあるので、「早発ち、早着き」が基本です。夕立が降る前に目的地に着いて、ゆっくり体を休めながら翌日のルートを再確認しましょう。余裕のある行動は夏山の楽しさと安全性を倍増させます。

皆さんの夏山登山が良い思い出になるように、次のことに留意してください。

○ 道に迷わないように登山地図アプリを活用しましょう

自分がどこにいるかわからなくなったら地図もコンパスも役に立ちません。現在地を知るためにスマートフォン用の登山地図アプリの活用をお勧めします。正確に現在地を把握することができ道迷いを防ぐことができます。

○ 入念な登山計画を立てましょう

登山は計画する段階から始まっています。対象山域の最新情報（山岳情報、気象情報、火山情報等）を入手し、入山中に考えられるリスク回避の対策を前もって立てるようにしましょう。

○ 次の一步に集中しましょう

登山では、たった一步の踏み間違いで大怪我をすることがあります。慎重に歩いて、自分の足で帰りましょう。

○ 水分をたくさんとりましょう

リュックを軽くするために飲み物を減らすのは絶対にやめてください。水分不足は熱中症や高山病のリスクを高めます。水分補給の目安は、次の式を参考にしてください。

$$\text{必要な水分量(ml)} = \text{体重(kg)} \times \text{行動時間(時間)} \times 5$$

○ 常備薬を持ちましょう

登山は体に大きな負担がかかります。体力の消耗だけでなく、標高の高さによる低酸素や流した汗による脱水、テントや山小屋生活でのストレスなど、目に見えない負荷がかかっています。常用している薬がある方は必ず持参してください。

○ ヘルメットを着用しましょう

転・滑落や落石の危険がある場所ではヘルメットを着用しましょう。毎年、「ヘルメットさえかぶっていれば…」という悲しい遭難事故が起っています。

【山岳遭難対策中央協議会構成省庁・団体】（太字は「幹事会」構成省庁・団体）

内閣官房 警察庁 環境省 気象庁 消防庁 林野庁 総務省 防衛省 スポーツ庁
（独）日本スポーツ振興センター （株）NTT （株）JR東日本 （公財）日本スポーツ協会
（公社）日本山岳・スポーツクライミング協会 群馬県 山梨県 静岡県 富山県 長野県

夏山装備チェックリスト

登山目的にあった装備を持参しよう。

(○は必ず持参のもの。△は状況によって持参のもの。)

品名	品名	品名
○ズボン	○予備電池・電球	○燃料・予備燃料
○シャツ	○ローソク	○コッフェル・炊事用具
○防寒衣 (フリース・セーター)	○ライター・マッチ	○ラジオ
○雨具上下	○時計	○天気図用紙
○帽子	○高度計	○トランシーバー (予備電池)
○靴下 (ソックス) ・予備靴下	○コンパス	△ザイル (ロープ)
○手袋 (グローブ) ・予備手袋	○1/25000地形図	○カラビナ
○登山靴	○ルート図	○スリング各種
○スパッツ	○登山計画書	△伸縮式ストック
○シュラフ (スリーピングバッグ)	○筆記具	△ハーネス
○シュラフカバー	○身分証明書	△サブザック
○マット	○緊急連絡票	△テント一式
○非常食	○携帯電話 (予備電池)	△ランタン
○救急用品 (各種薬等)	○健康保険証	△カメラ
○テーピングテープ	○ロールペーパー	△サングラス
○レスキューシート	○タオル・手拭	△油性太字ペン
○テルモス・水筒	○ポリ袋	△各種登攀用具
○食器類	○装備整理袋	△GPS
○ナイフ	○ツェルト	△携帯トイレ
○ホイッスル	○コンロ	△ヘルメット
○ヘッドランプ		

※この装備リストは夏山の標準的な装備です。対象とする山の難易度、登山方法により必要な装備は変わりますので、事前にパーティーで装備の要否や追加装備の有無をよく検討してください。

気軽なつもりでも「登山」 安全対策と山への感謝は忘れずに

※研修会、講習会等の問合せ先

(独)日本スポーツ振興センター 国立登山研修所 TEL: 076-482-1211
<http://www.jpnsport.go.jp/tozanken/>

(公社)日本山岳・スポーツライミング協会 TEL: 03-3481-2396
<http://www.jma-sangaku.or.jp/>

山岳遭難が多発しています!!

大丈夫?あなたの登山計画

気象条件、体力、経験等に見合った山を選択し、余裕のある安全な登山計画を立てましょう。

- 1 登山計画書はパーティ全員でよく検討し、作成しましたか。
- 2 入山前、入山中の気象情報を確認していますか。(携帯電話、ラジオ等)
- 3 気温の変化に備え、防寒対策は十分ですか。
- 4 エスケープルート(万一の時の逃げ道)は考えていますか。
- 5 応急処置のための医薬品や器具は準備しましたか。
- 6 緊急時の連絡手段は準備しましたか。(無線機、携帯電話などの充電器も忘れずに!)
- 7 山岳保険の加入は済みましたか。
- 8 条例等で入山が規制されている地域でないか確認しましたか。

登山計画書はあなたの生命を守る命綱です。

【登山計画書の提出】

- 安全登山のための自己点検の機会となります。
- 遭難事故の発生を警察が認知した段階で、遭難した山域を早期に特定することが可能となり、捜索救助活動が迅速かつ合理的に行われます。
- 捜索救助活動にかかる膨大な社会的及び個人的負担を軽減させることができます。
- 家族や関係者を安心させることができます。

【提出先】

- 知事等(登山計画書の提出が条例で義務化されている場合)
- 家庭、クラブ(山岳会)、職場、学校など
- インターネットの登山計画サイト(山と自然のネットワーク「コンパス」など)
- 山域の登山指導センターや案内所、登山口の登山届ポストなど
- 山域を管轄する警察本部または警察署など
(インターネットを使って申請ができる警察本部等もあります。)

これまでも登山計画書を提出したことにより、早期に救助できた事例が数多くあります。登山計画書を提出するということは、あなたの生命を守る命綱であると考えて必ず実行しましょう。また、登山計画書の提出先には、下山の報告を忘れずにしてください。

登山前からの最新の気象状況把握が重要

～天気予報を踏まえた計画と、登山中の急激な気象変化に細心の注意を～

山の天気は、平地とは比較にならないほど急変します。特に天気予報で「大気の状態が不安定」等が予想される場合は、急な大雨、落雷、突風等が起こりやすい状況です。また、台風等により大雨となった場合には、土砂災害や河川の増水等の危険が生じます。登山の数日前から、最新の気象情報で今後の天気の見通しや早期注意情報（警報級の可能性）について確認し、ゆとりある計画作りが必要です。また、登山中も常に最新の気象情報を利用し、気象の急変等に備えた適切な判断が何より重要です。

気象情報の入手先

常に最新の気象情報を利用することが大切です。ラジオやテレビの他、インターネットや携帯端末を利用した情報の入手も可能です。

(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会のホームページに、以下の入手先等をまとめていますので、御利用ください。
<http://www.jma-sangaku.or.jp/tozan/plan/weatherforecast/>

□気象庁ホームページ

警報・注意報、危険度分布、天気予報の他、地上・高層天気図、気象衛星、アメダス、気象レーダー、ウィンドプロファイラ（上空の風）等の様々な情報を確認することができます。
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

□国土交通省防災情報提供センターホームページ

国土交通省防災情報提供センターホームページでは、河川、道路、気象等の各種防災に関する情報を見ることができます。
<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>
また、その一部を携帯端末向けホームページで見ることができます。
<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>

□民間気象会社等のサービス

民間気象会社等では、特定の山を対象に気象情報提供サービスを行っているところがあります。
(詳細は、各民間気象会社等にお尋ねください。)



気象庁ホームページ



防災情報提供センター
携帯端末向けホームページ (Top)

※火山情報にも注意

火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があります。登山する山が火山の場合は、火山にどのような危険があるのかを確認して、登山計画を立てましょう。

気象庁や地元自治体が発表している最新の情報を入手し、十分注意して登山してください。気象庁では、「噴火警報」や「火山の状況に関する解説情報」などを火山ごとに整理した「火山登山者向けの情報提供ページ」（下記URL）を公開していますので、登山前には、必ずご確認願います。

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/activity_info/map_0.html
また、噴火の発生事実を迅速に発表する「噴火速報」はラジオやテレビ、携帯端末のアプリ等で知ることが出来ます。火山の噴火に気づいた時、噴火速報が発表された時は直ちに身の安全を図りましょう。
(噴火速報の説明：https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/funkasokuho/funkasokuho_toha.html)



火山登山者向けの
情報提供ページ

主な山岳地の登山についての問い合わせ

山岳	気象情報		山岳情報	
	住所	電話番号	住所	電話番号
主な山岳地の冬山情報	http://www.icm.go.jp/ima/index.html		警察庁生活安全局 地域課	03-3581-0141
北海道全山岳			北海道警察本部 地域企画課	011-251-0110
利尻岳系	利尻地方気象台 (0162)23-2678		北海道警察本部 旭川方面本部地域課	0168-35-0110
大雪山系	旭川地方気象台 (0166)32-6366			
八甲田山系	青森地方気象台 (017)741-7411		青森県警察本部 地域課	017-723-4211
八幡平	盛岡地方気象台 (019)822-7668		岩手県警察本部 地域課	019-853-0110
霧沢山系	秋田地方気象台 (018)823-8291		秋田県警察本部 地域課	018-880-1111
	山形地方気象台 (023)622-2262		山形県警察本部 地域課	023-626-0110
	秋田地方気象台 (018)823-8291		秋田県警察本部 地域課	018-860-1111
蔵王山系	仙台管区気象台 (022)297-8104		宮城県警察本部 地域課	022-221-7171
	山形地方気象台 (023)822-2262		山形県警察本部 地域課	023-826-0110
	山形地方気象台 (023)822-2262		山形県小国警察署	0238-82-0110
飯釜連峰	新潟地方気象台 (025)281-5671		新潟県警察本部 地域課	025-285-0110
	福島地方気象台 (024)534-2162		福島県警察本部 総合運用指令課	024-522-2151
巻境山連峰	新潟地方気象台 (025)281-5671		新潟県警察本部 地域課	
越前山	前橋地方気象台 (027)231-2237			
谷川岳	長野地方気象台 (026)232-2034		群馬県警察本部 地域課	025-286-0110
草津白根山	新潟地方気象台 (025)281-5671			
丹沢山系	新潟地方気象台 (027)231-2237			
	長野地方気象台 (026)232-2034		神奈川県警察本部 地域課	027-243-0110
奥秩父山系			神奈川警察本部 地域総務課	046-211-1212
			埼玉県警察本部 地域総務課	048-832-0110
			長野県警察本部 山岳安全対策課	026-235-3611
			山梨県警察本部 地域課	055-221-0110
	甲府地方気象台 (055)222-2347		山梨県警察本部 地域課	055-221-0110
南アルプス	静岡地方気象台 (054)286-3411		静岡県警察本部 地域課	054-271-0110
常士山	長野地方気象台 (026)232-2034			
北アルプス	長野地方気象台 (026)232-2034		長野県警察本部 山岳安全対策課	026-235-3611
中央アルプス	長野地方気象台 (026)232-2034		山梨県警察本部 地域課	055-221-0110
南アルプス	岐阜地方気象台 (058)271-4107			
八ヶ岳	富山地方気象台 (076)432-2311		富山県警察本部 山岳安全課	076-441-2211
北アルプス	岐阜地方気象台 (058)271-4107		岐阜県警察本部 地域課	058-271-2424
大峰山系	奈良地方気象台 (074)22-2555		奈良県警察本部 地域課	0742-23-0110
大台山系				
大山	鳥取地方気象台 (0857)20-1312		鳥取県警察本部 地域課	0857-23-0110
剣山系			高知県警察本部 地域課	088-826-0110
	松山地方気象台 (089)941-0012		愛媛県警察本部 地域課	089-934-0110
石鎚山系	高知地方気象台 (088)822-8881		高知県警察本部 地域課	088-826-0110
智度山系			佐賀県警察本部 地域課	0952-24-1111
多良山系	佐賀地方気象台 (0952)32-7025			
霧島山系			鹿児島県警察本部 地域課	099-206-0110
鹿久島山系	鹿児島地方気象台 (099)250-9813			
鹿久島山系				
鹿久島山系				



登山計画書(登山届)

年 月 日

御中

目的の山域・山名					最終下山日	(予備日含む)
入山日						
役割	氏名	性別	年齢	住所	緊急連絡先・氏名	
	生年月日			電話(携帯電話)	住所または電話(携帯電話)	

日程	行動予定
(1) /	
(2) /	
(3) /	
(4) /	
(5) /	
荒天・非常時 対策 エスケイブルート	

◎所属している山岳会・サークルについて記入してください。

団体名 _____
 所属 _____ 山岳連盟(協会) 緊急連絡先 _____
 代表者氏名 _____ 氏名 _____
 代表者住所 _____ 住所 _____
 代表者電話 _____ 電話 _____
 代表者携帯電話 _____ 救助体制 ある (名) なし
 捜索費用にあてる保険加入の有無 あり なし 保険会社名 ()

(概念図)

テント(型・人用・張)	
ツェルト(人用・張)	
ロープ(m・本)	
通信機器(台・MHZ)	
食料(日分)	(予備食含む)
非常食(日分)	
燃料(日分)	

(その他連絡事項)

- 提出先** 家庭、クラブ(山岳会)、職場、学校など
山域の登山指導センターや案内所、登山口の登山届ポストなど
登山地域の都道府県警察本部地域課(北海道を除き県庁所在地にあります)
または山域を管轄する警察署、交番、駐在所
- 注意** 登山計画書を提出したところには、必ず下山の報告をすること
条例に基づく登山届出(提出義務があります)は所定の届出先に提出すること

※登山計画書の記入例については、(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会のホームページまで

<http://www.jma-sangaku.or.jp/>